

水害・土砂災害への備えに関する  
要配慮者利用施設の管理者向け説明会

# 水害・土砂災害に備えて ～河川情報の活用・入手方法等について～

国土交通省 四国地方整備局  
平成28年12月

## 本日の説明の流れ

- ①災害リスクを知ること。
- ②避難に資するため、防災情報を入手すること。
- ③避難情報の意味を理解するとともに、  
避難に時間を要することを考慮し、  
避難準備情報の段階で避難を開始すること。
- ④適切な避難に向けて、避難確保計画の作成  
及び訓練の実施をすること。

## 【参考】避難確保計画の水防法上の位置付け

### 【水防法第15条1項四号ロ】

**浸水想定区域内にある**要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**必要があると認められるもの**  
→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法に基づく要配慮者利用施設を指定

### 【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設  
→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に河川情報の伝達義務

### 【水防法第15条の3 1項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の努力義務を負う**  
・**避難確保計画の作成**  
・訓練の実施  
・自衛水防組織の設置

施設に避難確保計画等の作成に係る努力義務

### 【水防法第15条の3 2項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の義務を負う**  
・**避難確保計画を作成した場合、その市町村への報告**  
・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に作成した計画及び自衛水防組織の構成員等の報告義務

1. 災害リスクの把握

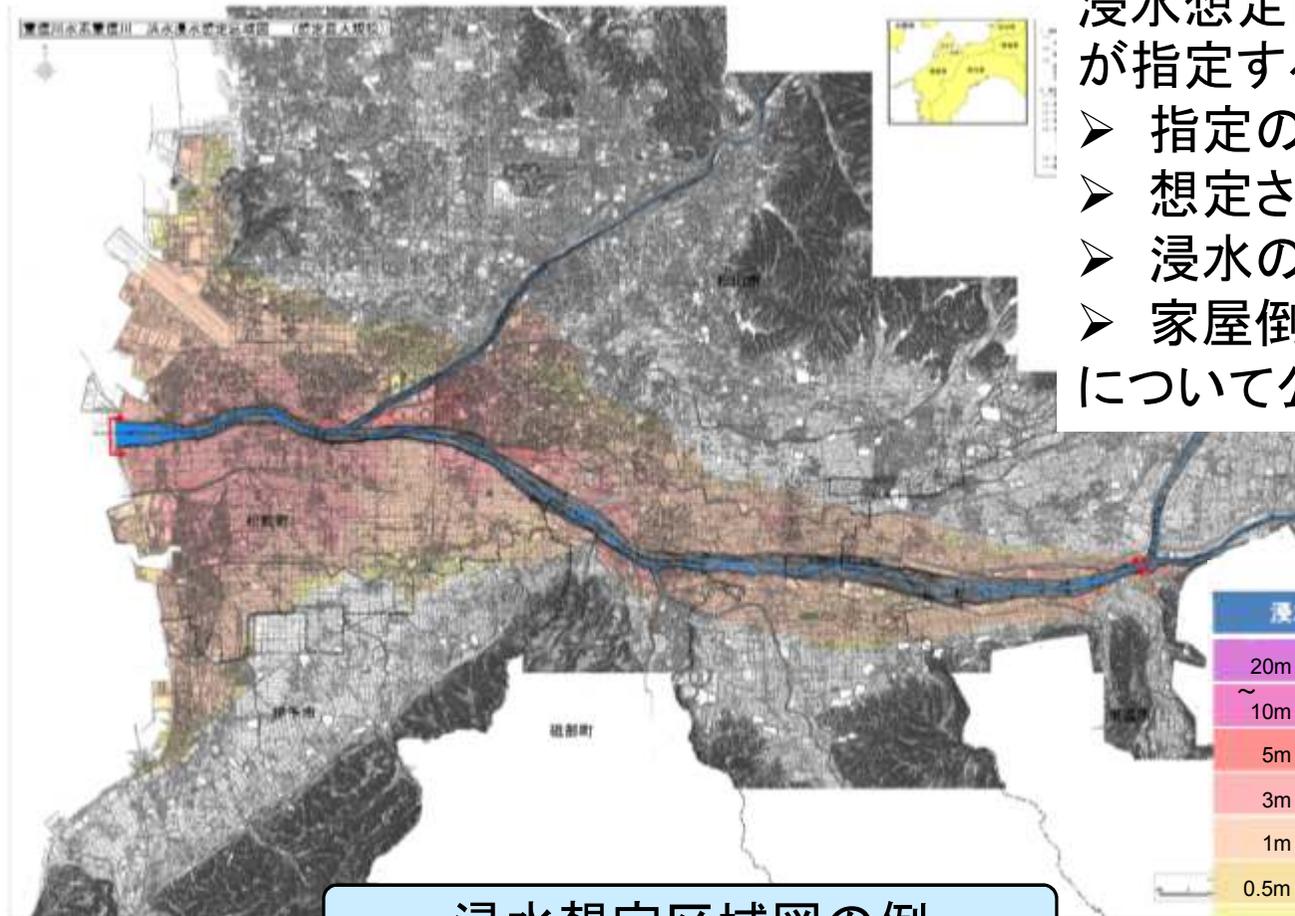
2. 防災情報の入手

3. 避難情報の活用

4. 避難確保計画の作成

# 1.災害リスクの把握 ～洪水浸水想定区域とは～

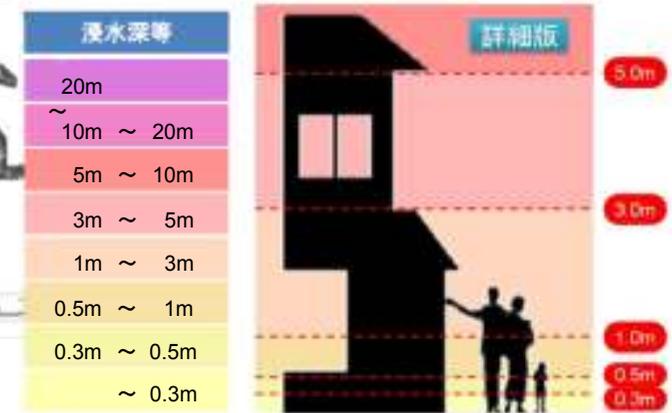
洪水浸水想定区域は、対象とする河川が想定最大規模の降雨等によって氾濫した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域です



浸水想定区域図の例

浸水想定区域は、国又は都道府県が指定する、法律上の区域であり、

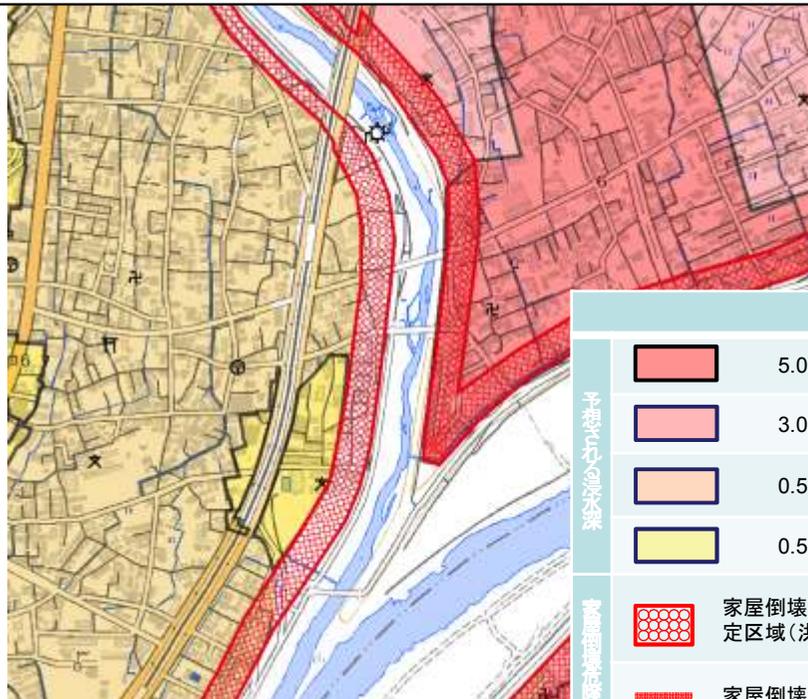
- 指定の区域
- 想定される水深
- 浸水の継続時間 のほか、
- 家屋倒壊等氾濫想定区域について公表



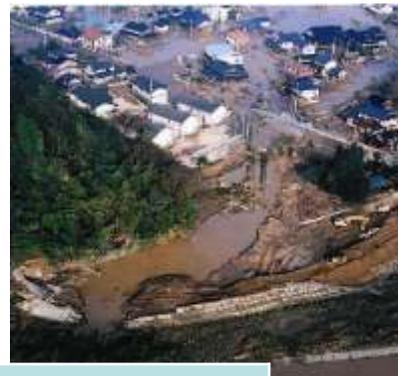
# 1.災害リスクの把握 ～家屋倒壊等氾濫想定区域とは～

- 「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、堤防沿いの地域等において、**洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域**です
- この区域では、洪水時には避難勧告等に従って**安全な場所に確実に立退く**必要があります
- ハザードマップに記載される「早期の立退き避難が必要な区域」は、この区域も考慮して設定されています

家屋倒壊等氾濫想定区域の表示例



凡例			
洪水時の水深		5.0m以上	2階浸水
		3.0m～5.0m未満	2階浸水
		0.5m～3.0m未満	1階床上浸水
		0.5m未満	1階床下浸水
家屋倒壊等氾濫想定区域		家屋倒壊等氾濫想定区域(洪水氾濫)	堤防決壊等により、木造家屋が倒壊等するような氾濫流が発生するおそれがある区域
		家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	木造・非木造の家屋が倒壊するような河岸侵食が発生するおそれがある区域



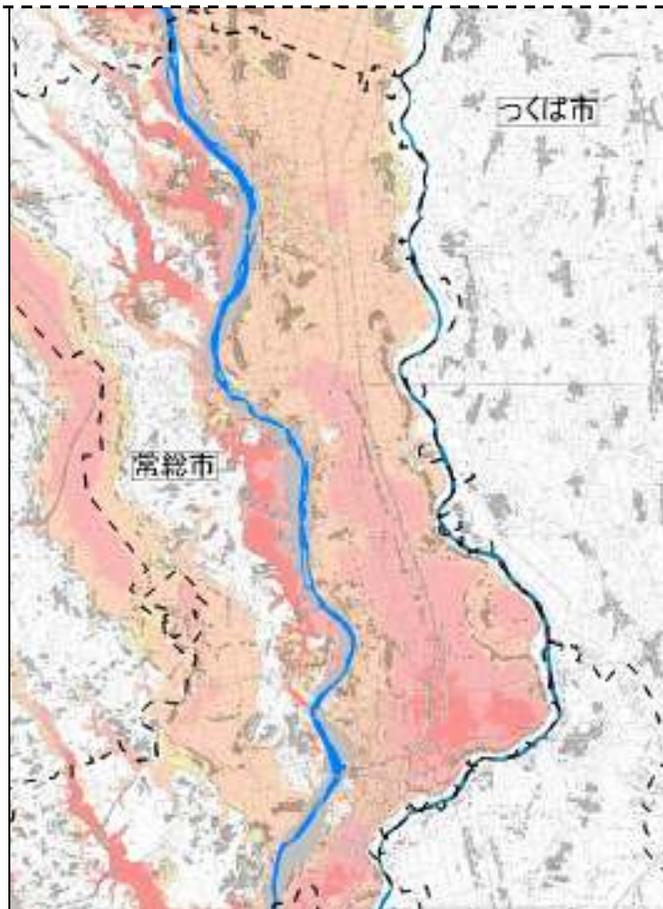
堤防決壊等に伴う  
氾濫流による家屋倒壊等



河岸侵食に伴う  
家屋倒壊等

# 1.災害リスクの把握 ～鬼怒川の氾濫と浸水想定区域～

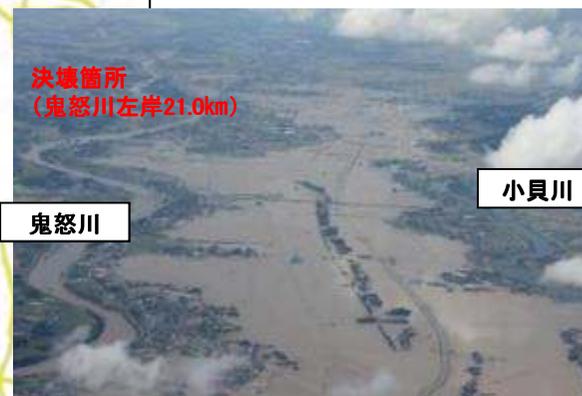
- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の氾濫により、常総市の約1/3の面積に相当する約40km<sup>2</sup>が浸水
- 浸水想定区域図は、立地場所の洪水の危険性を把握する上で重要な情報です**



鬼怒川の最大規模降雨による  
浸水想定区域  
(H28. 8公表)



H27. 9. 11鬼怒川氾濫における  
最大浸水域

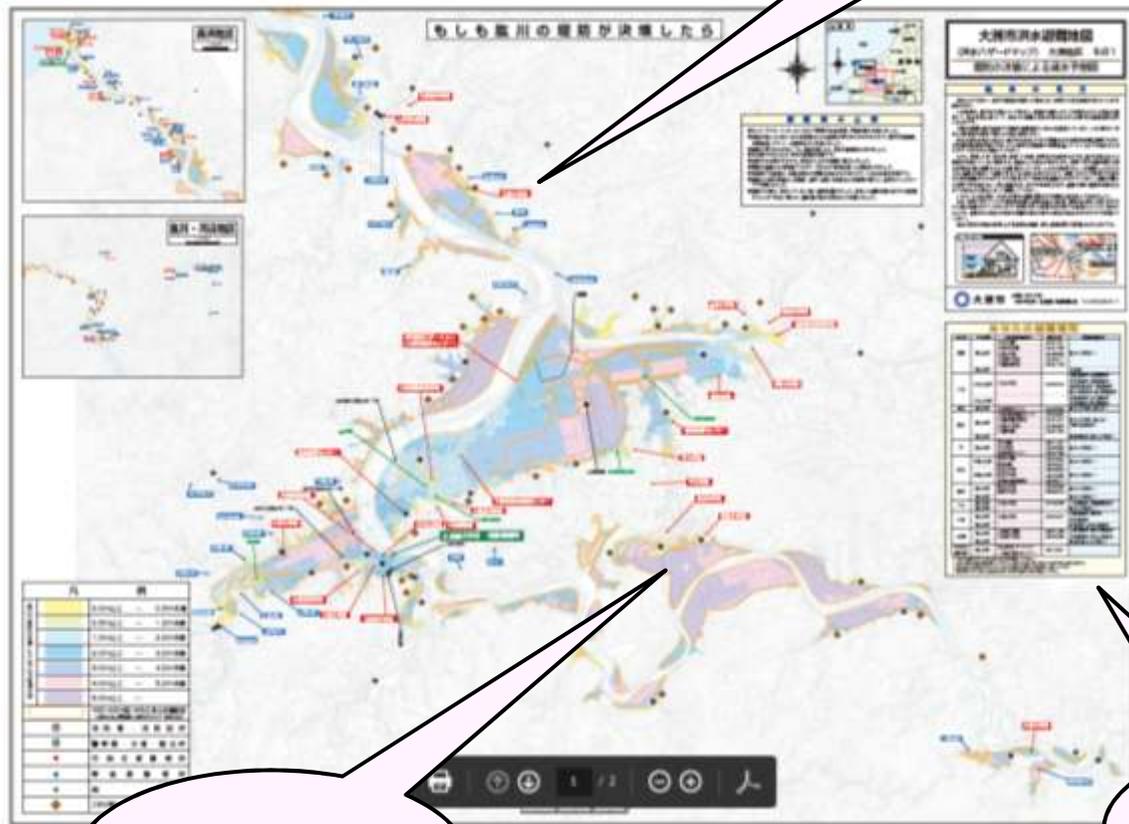


-  : 氾濫域の最大総浸水面積 (40km<sup>2</sup>)  
国土地理院公表資料
-  : 決壊箇所  
鬼怒川左岸21.0km
-  : 浸水範囲内の建築物

# 1.災害リスクの把握 ～洪水ハザードマップとは～

洪水ハザードマップは、洪水浸水想定区域図を基に、市町村地域防災計画において定められた避難場所等の必要事項等を記載したものです

## ○洪水ハザードマップの例



避難場所の  
表示

浸水深の表示

洪水ハザードマップは、法律上、市町村が作成するもので、

- 洪水予報等の伝達方法
- 避難場所及び避難経路等
- 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称と所在地
- 早期の立退き避難が必要な区域(H28.4より追加)

等について記載し、周知

行政機関の  
連絡先 等

# 1.災害リスクの把握 ～早期の立退き避難が必要な区域～

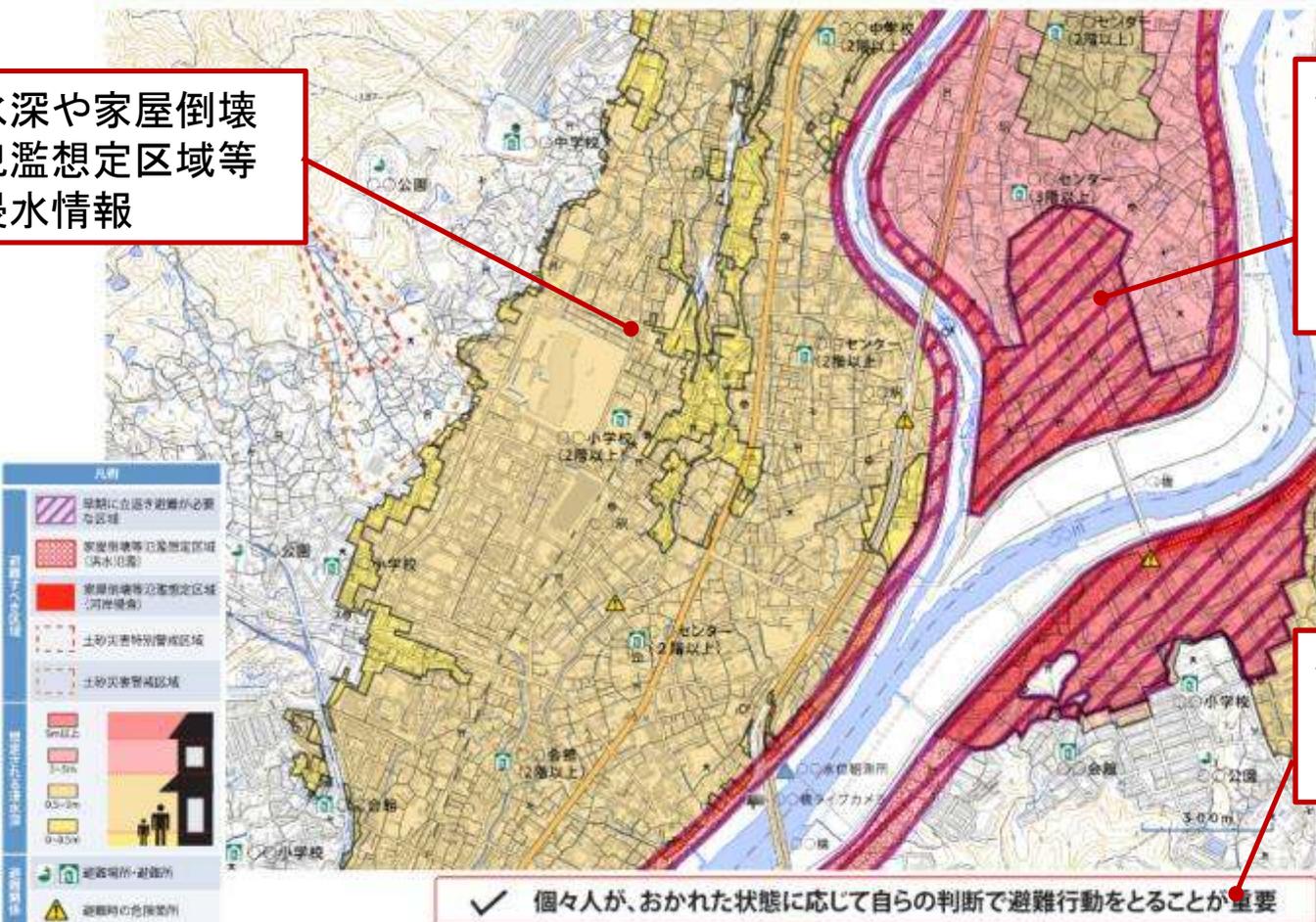
生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域などを、市町村において早期の立退き避難が必要な区域として設定し、ハザードマップに表示することになっています

<○○地区>  
○川が氾濫した場合

 この区域では、避難勧告などに従って、安全な場所に速やかに・確実に立退いて頂く必要があります。

浸水深や家屋倒壊等氾濫想定区域等の浸水情報の

住民等が緊急時に速やかに避難判断できるよう市町村が設定した「早期に立退き避難が必要な区域」を明示



住民等が自ら判断することが重要である旨を明記

✓ 個人が、おかれた状態に応じて自らの判断で避難行動をとることが重要

※この浸水想定区域は、イメージであり、実在のものとは異なります。

# 1.災害リスクの把握 ～国土交通省ハザードマップポータルサイト～

- 災害時の避難や、事前の防災対策に役立つ情報を公開しています
- 全国の防災情報を1つの地図上で重ねて閲覧可能に

## 大雨が降ったとき

- どこが浸水するおそれがあるか？
- どこで土砂災害の危険があるのか？
- どこの道路が通行止めになりやすいのか？



## 地震のとき

- どこが揺れやすいのか？
- 活断層はどこにあるのか？
- 大規模な盛土造成地はどこなのか？



## 重ねるハザードマップ

様々な防災に役立つ情報を、全国どこでも1つの地図上で重ねて閲覧できます。

道路冠水想定箇所  
緊急輸送道路  
事前通行規制区間  
土砂災害危険箇所  
洪水浸水想定区域  
写真



1つの地図に重ね合わせて閲覧



## わがまちハザードマップ

全国の市町村のハザードマップを閲覧することができます。



東京都千代田区洪水ハザードマップ



藤沢市津波ハザードマップ

このような防災に関する様々な情報がわかるので、避難計画・防災対策に役立ちます。



**今いる場所の災害危険度わかります**

国土交通省ハザードマップポータルサイト <http://disaportal.gsi.go.jp/>



ハザードマップ

検索

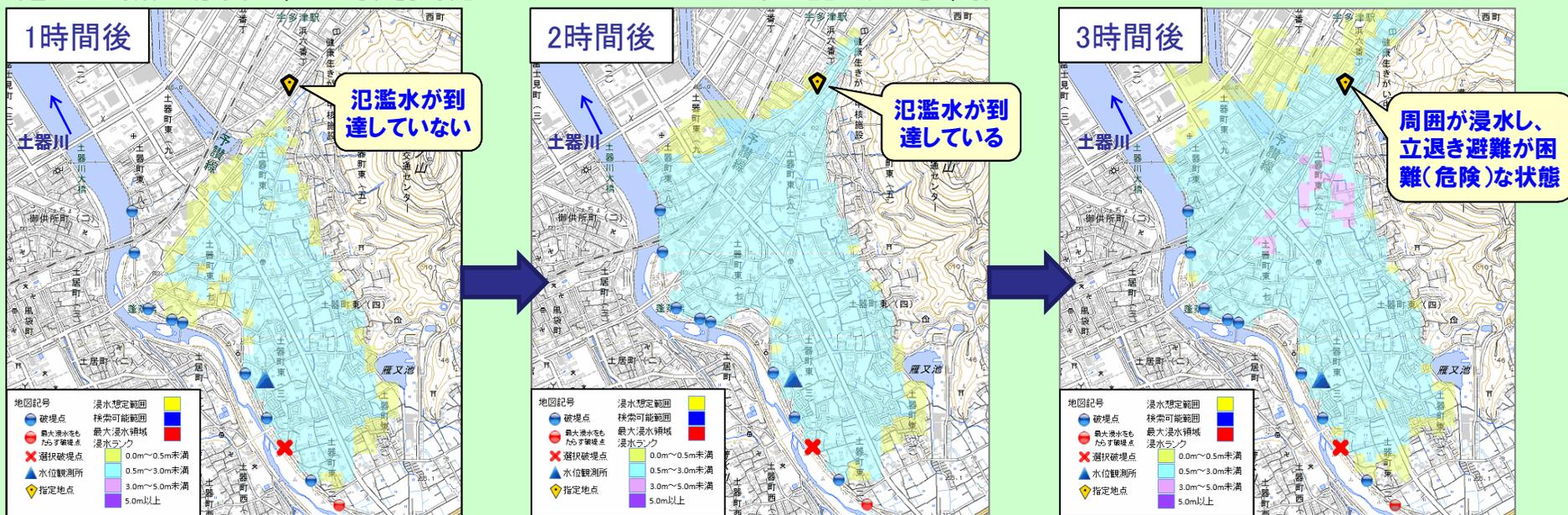
# 【参考】地点別浸水シミュレーション検索システム（通称：浸水ナビ）①

- 国土交通省では、知りたい場所の浸水リスクがウェブサイトで取得できる『**地点別浸水シミュレーション検索システム（通称：浸水ナビ）**』を構築し、検索できる河川を増やしているところです
- 浸水ナビでは、堤防が決壊（破堤）した場合に、どのくらい浸水するのか、何時間で浸水が始まるのか、何日で水が引くのかなどを事前にイメージすることができるため、浸水リスクの把握に役立ちます
- このウェブサイトのリンクから、河川が危険な水位に達していないかなどを情報収集することが可能です

## 浸水ナビの機能

- ◆どの河川のどこの地点が決壊（破堤）したら、自宅や会社などが浸水するのかがわかります【**逆引き検索**】
- ◆堤防決壊（破堤）後、『どこが・いつ・どのくらい浸水するか』の変化をアニメーションやグラフで見られます
- ◆大雨の際に、どこの水位観測所の情報を見ておけば良いのかがわかります
- ◆また、現在の水位がわかるウェブサイト（川の防災情報）へもリンクしています

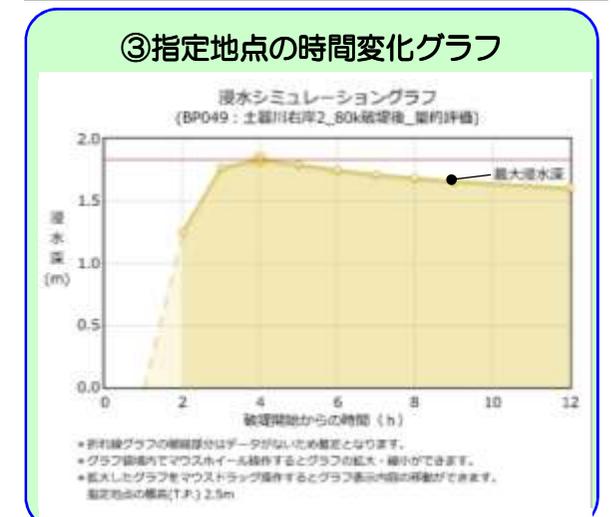
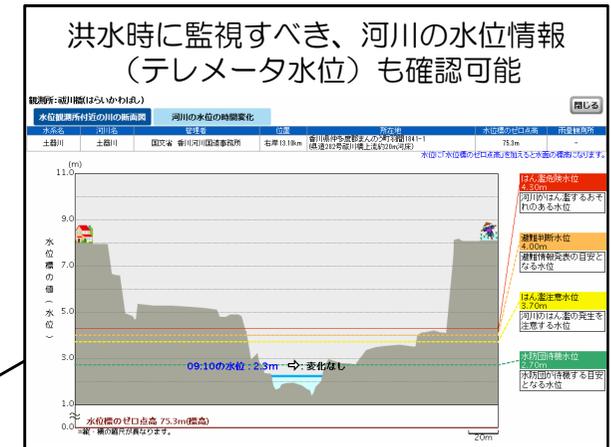
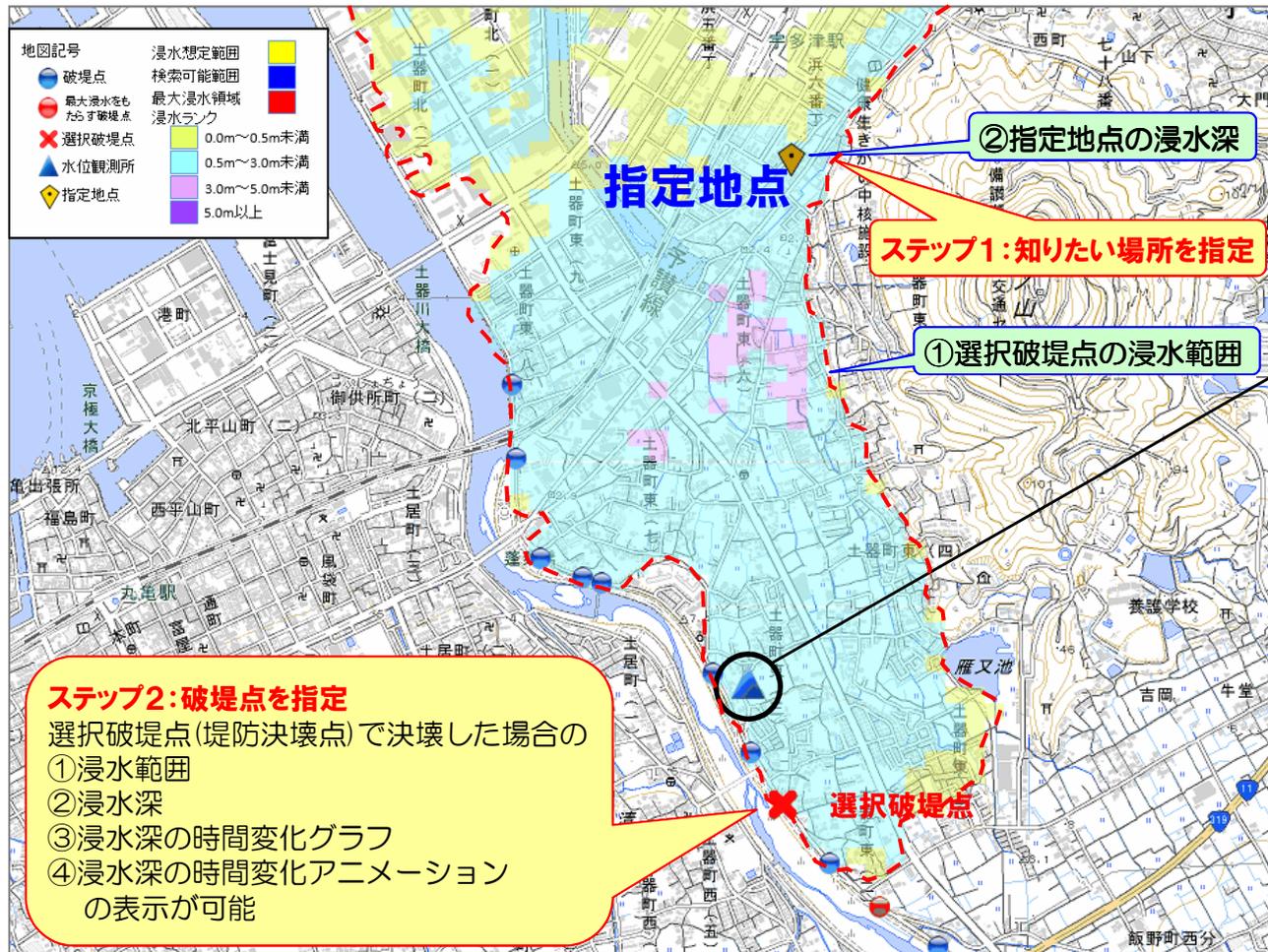
## 指定地点の浸水深の時間変化アニメーション（土器川の事例）



知りたい場所の浸水状況(浸水の有無・浸水深・範囲)が時間変化毎に把握可能

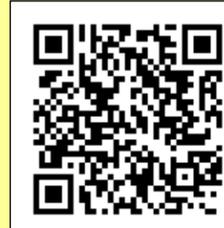
# 【参考】地点別浸水シミュレーション検索システム（通称：浸水ナビ）②

## 浸水ナビの実用例(土器川)



浸水ナビは、スマートフォンからも確認することができます

(<http://suiboumap.gsi.go.jp/>)



《QRコード》

《上記バナーをクリック》

1. 水害リスクの把握

2. 防災情報の入手

3. 避難情報の活用

4. 避難確保計画の作成

## 2.防災情報の入手 ～川の防災情報①～

「川の防災情報」(パソコン、スマホ、携帯)で、洪水予報等の情報を入手することができます

### トップ画面

メニュー表示



### 洪水予報等

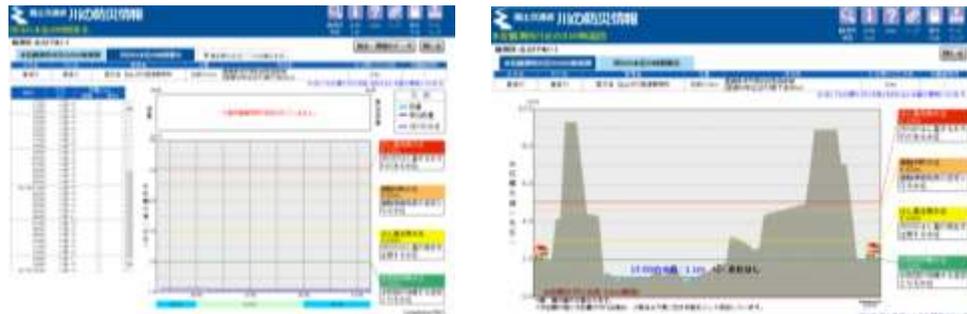
河川(国管理)における洪水予報等の発表状況を表示

(都道府県管理河川については、「リンク」メニューから各都道府県の河川情報が閲覧可能)



### 水位情報

選択した観測所の現在の河川水位と基準水位との関係を表示



### レーダ雨量



雨量強度と雨域の移動の把握が可能

### <川の防災情報URL>

- 【PC】 <http://www.river.go.jp/>
- 【スマホ】 <http://www.river.go.jp/s/>
- 【携帯】 <http://i.river.go.jp/>



スマホ版  
QRコード



## 2.防災情報の入手 ～川の防災情報②～

- 河川のカメラ画像を提供し、河川水位、レーダー雨量等の情報とあわせて、市町村ごとにリアルタイムの河川情報を把握できます

### 画面イメージ



## 2.防災情報の入手 ～川の防災情報③～

- 住民が自ら判断し避難できるよう、GPS機能によってお住まい近傍の河川水位や河川カメラ等の情報をスマートフォンからリアルタイムで入手できます

### 画面イメージ

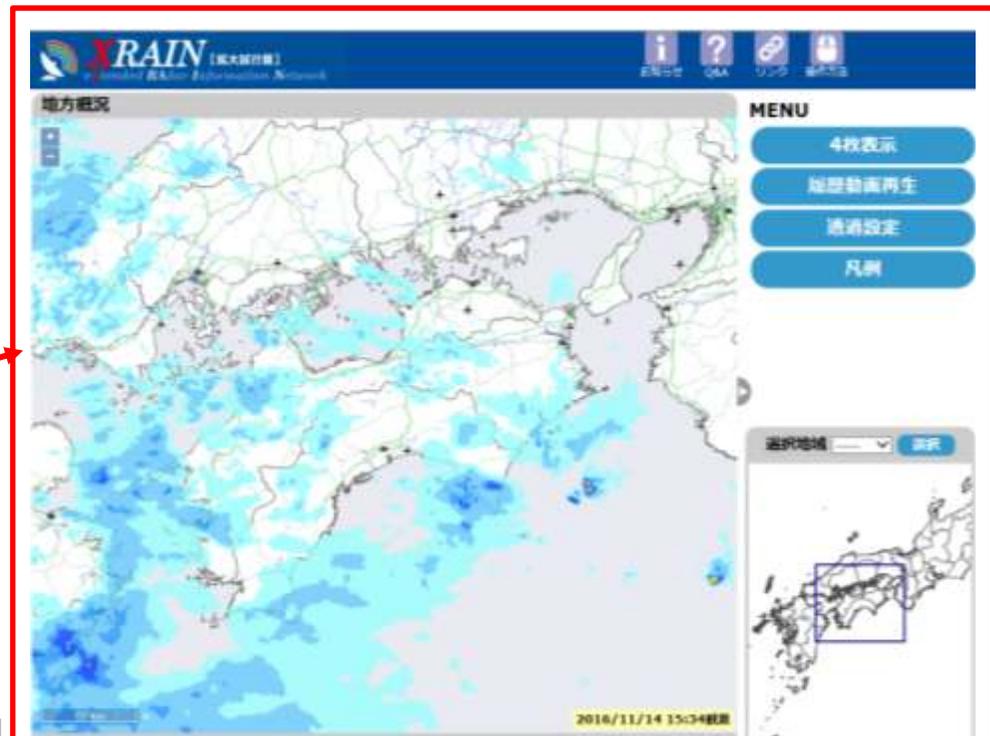


現在地周辺の河川水位や河川カメラ映像等の情報を即時に入手可能

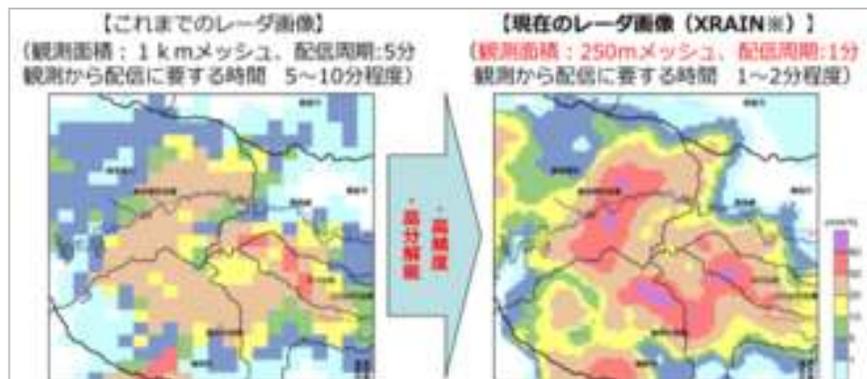


## 2.防災情報の入手 ～川の防災情報④ XRAIN(拡大試行版)～

- 近年、レーダ雨量計の観測技術が進歩し、「より細かい範囲」(250m四方)で「より短い時間間隔」(1分間隔)での観測が可能となり、ほぼリアルタイムでの情報配信が可能となりました
- 平成28年7月より配信エリアを大幅に拡大して、「XRAIN(拡大試行版)」として運用しています



### 観測技術の向上



- ◆XRAIN(拡大試行版)では、お住まい周辺のより詳細なレーダ雨量情報を確認することができます
- ◆過去30分間の履歴(雨域の動き)を確認することができます

## 2.防災情報の入手 ～川の防災情報⑤ 河川水位～

- 水位観測所における水位は、ウェブサイトでも閲覧できます
- 観測所付近の川の断面と、観測された水位（m）が表示されます

国土交通省 川の防災情報

水位観測所付近の川の断面図

観測所: 共同(有場)(ぐどう(ゆうてい))

水位観測所付近の川の断面図 | 河川の水位の時間変化

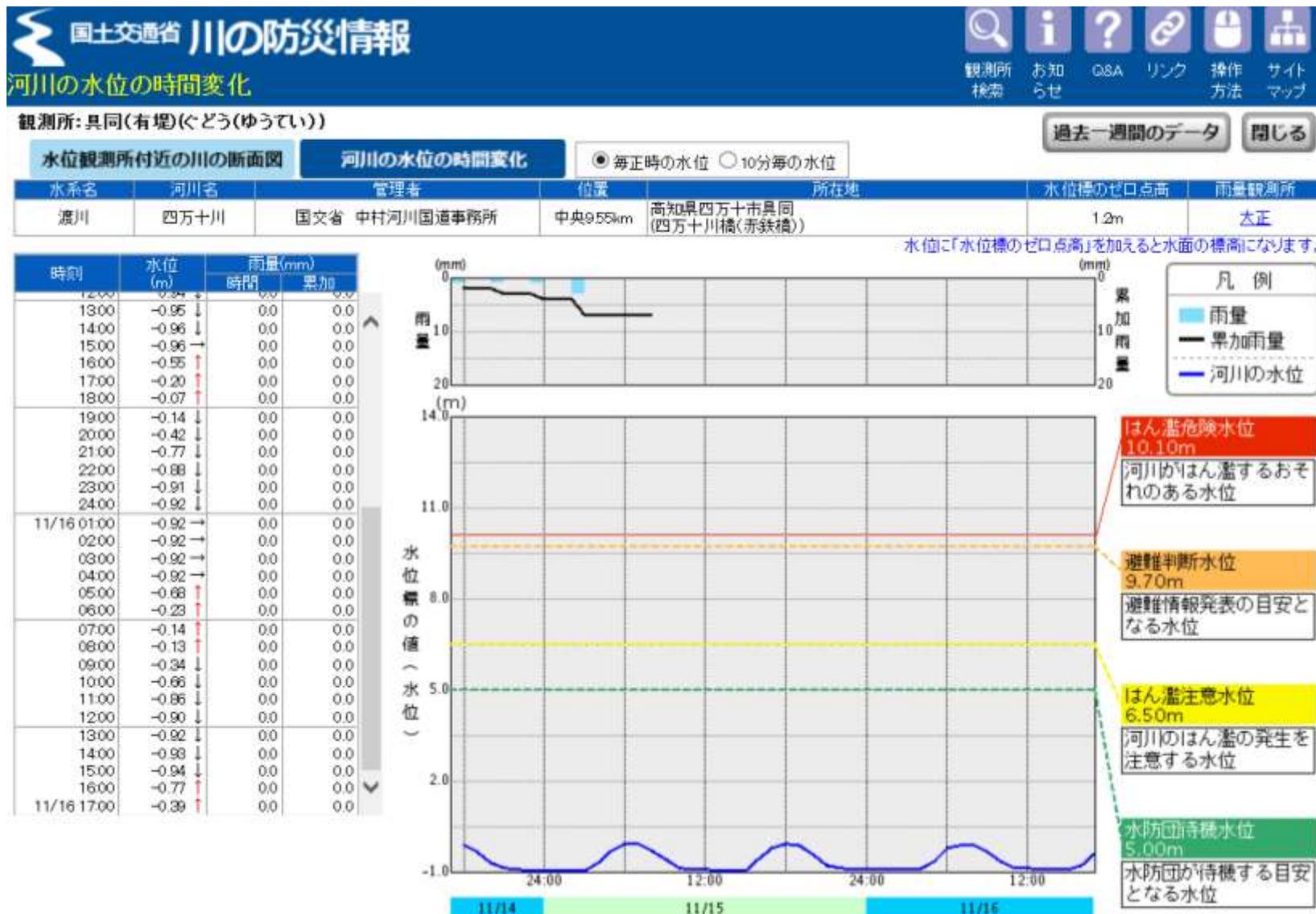
水系名	河川名	管理者	位置	所在地	水位標のゼロ点高	雨量観測所
澁川	四万十川	国土省 中村河川国道事務所	中央955km	高知県四万十市具同(四万十川橋(赤鉄橋))	1.2m	太正

水位に「水位標のゼロ点高」を加えると水面の標高になります。



## 2.防災情報の入手 ～川の防災情報⑥ 河川水位～

さらに、水位観測所における水位を10分ごと又は毎正時の時系列やグラフで表示します



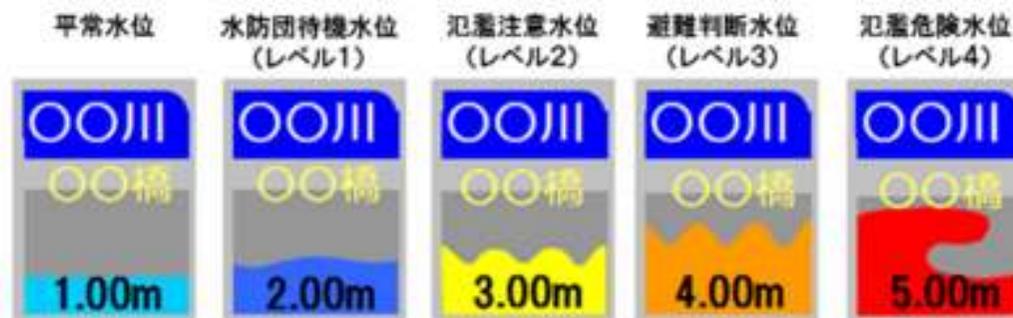
## 2.防災情報の入手 ～地デジによる河川情報の提供～

- NHK等の地上デジタル放送（データ放送）にて河川水位・雨量情報入手できます
- 自治体から発表される避難情報とあわせて、早めの行動にお役立てください



### 水位表示凡例

- 水防団待機水位**：水防団が待機する目安となる水位
- はん濫注意水位**：水防団が出動する目安となる水位
- 避難判断水位**：避難準備情報の目安となる水位
- はん濫危険水位**：避難勧告発令の目安となる水位



1. 災害リスクを知る

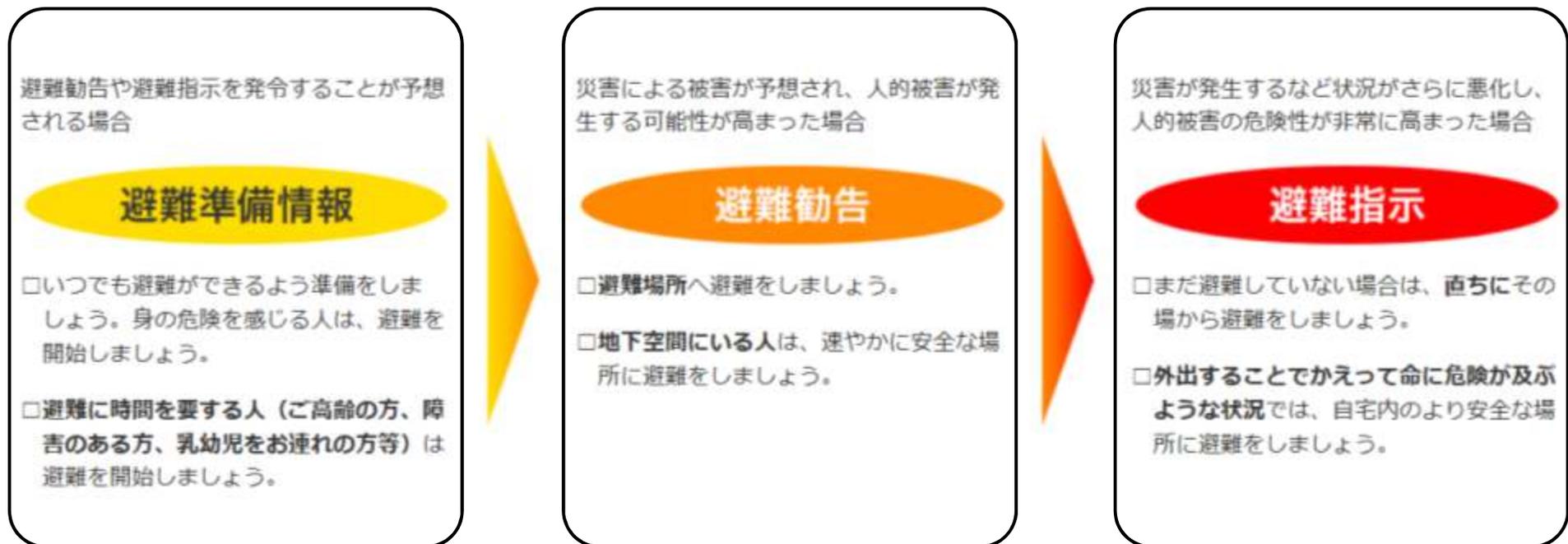
2. 防災情報の入手

**3. 避難情報の活用**

4. 避難確保計画の作成

### 3. 避難情報の活用 ～避難行動のタイミングについて～

- 避難情報には、以下のものがあります
- 要配慮者利用施設では、自力避難が困難な方の利用も多く、避難に時間を要することから、「避難準備情報」が発令されたら、避難を開始することが必要です



※河川の巡視で堤防に異状が発見された場合など、切迫した状況においては、避難情報が三段階で発令されないこと（直ちに避難指示等）があります

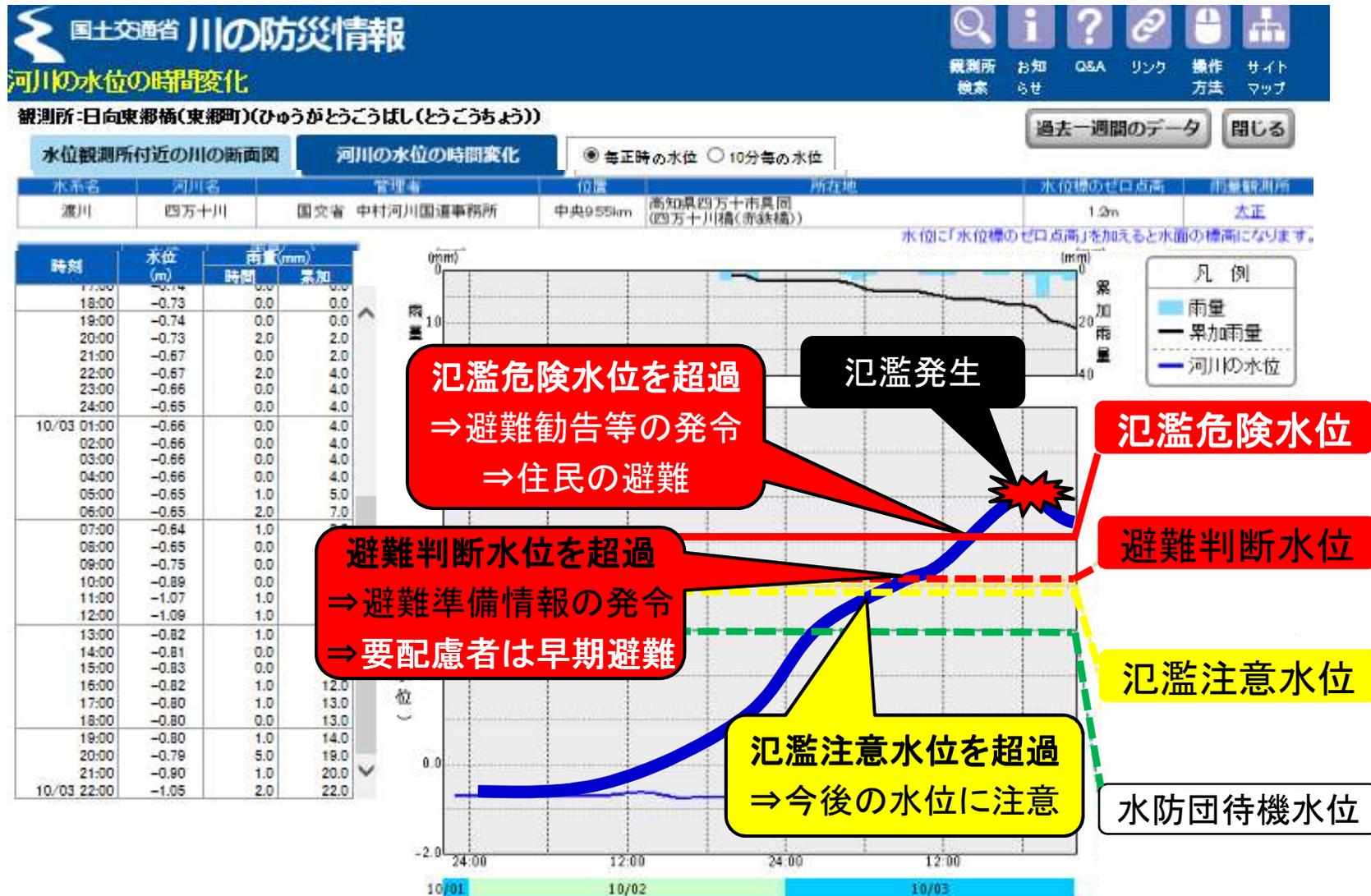
## 【参考】河川水位と危険度レベル①

- 主要な河川では、水位観測所で観測された水位を提供しています
- 基準となる水位観測所(以下、基準水位観測所という)では、観測所毎に、災害発生の危険度に応じた水位が設定されています

レベル	水 位	基準水位観測所における水位の意味 (危険な箇所を設定した以下の水位を、水位観測所地点の水位に置き換えて設定)
5	<b>氾濫の発生</b>	
4 (危険)	<b>氾濫危険水位</b>	<b>【氾濫危険水位】(特別警戒水位)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長の<b>避難勧告等の発令判断の目安</b></li> <li>・住民の避難判断の参考になる水位</li> </ul> <small>(水位設定の考え方) 計画高水位若しくは、避難のリードタイムから設定される水位のいずれか低い水位</small>
3 (警戒)	<b>避難判断水位</b>	<b>【避難判断水位】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長の<b>避難準備情報等の発令判断の目安</b></li> <li>・<b>災害時要配慮者の早期避難</b></li> <li>・住民の氾濫に関する情報への注意喚起</li> </ul>
2 (注意)	<b>氾濫注意水位</b>	<b>【氾濫注意水位】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団の出動の目安</li> </ul>
1	<b>水防団待機水位</b>	

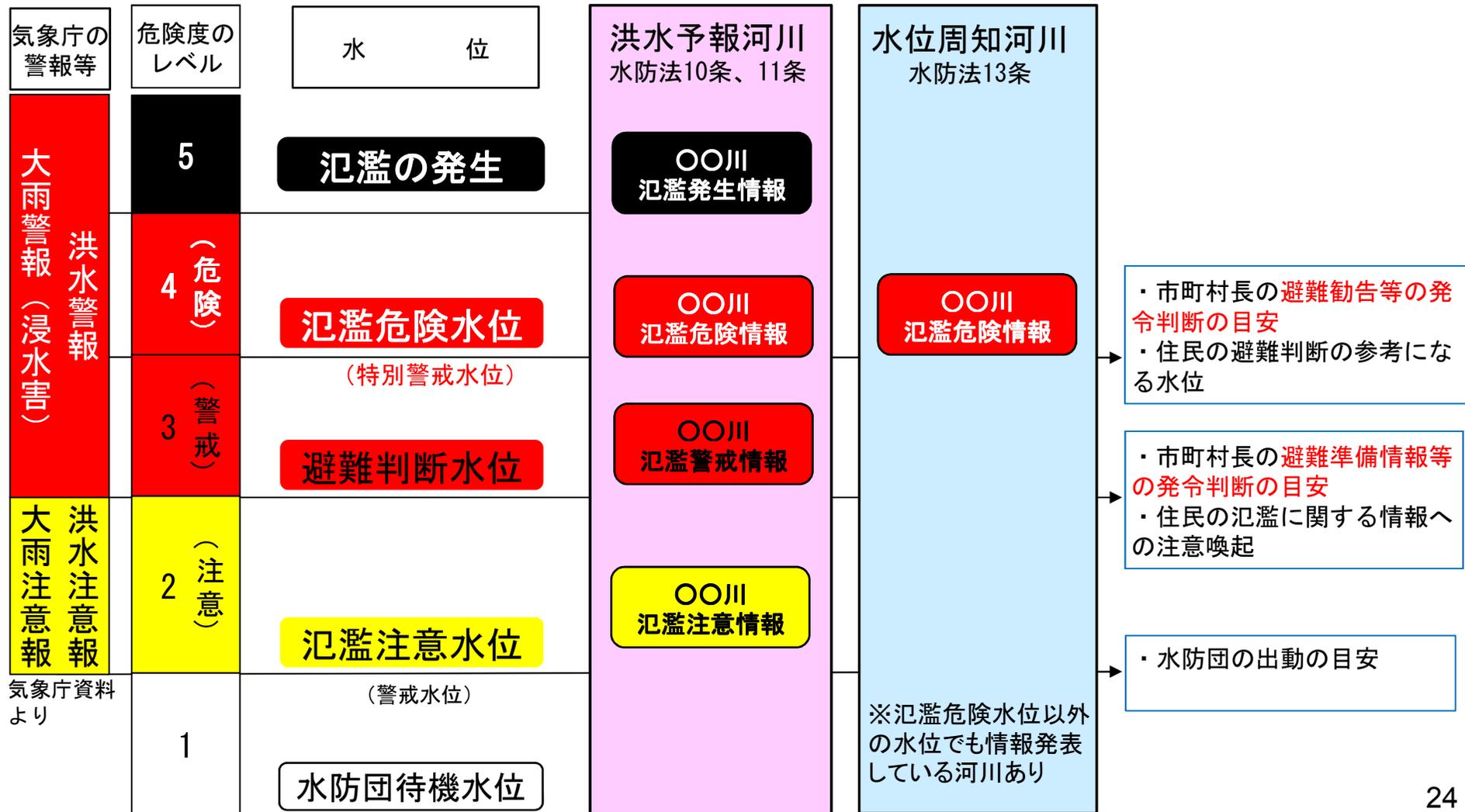
## 【参考】河川水位と危険度レベル②

基準水位観測所の水位を確認することで、河川がその時点で洪水の危険度レベルのどの段階にあるのかを知ることができます

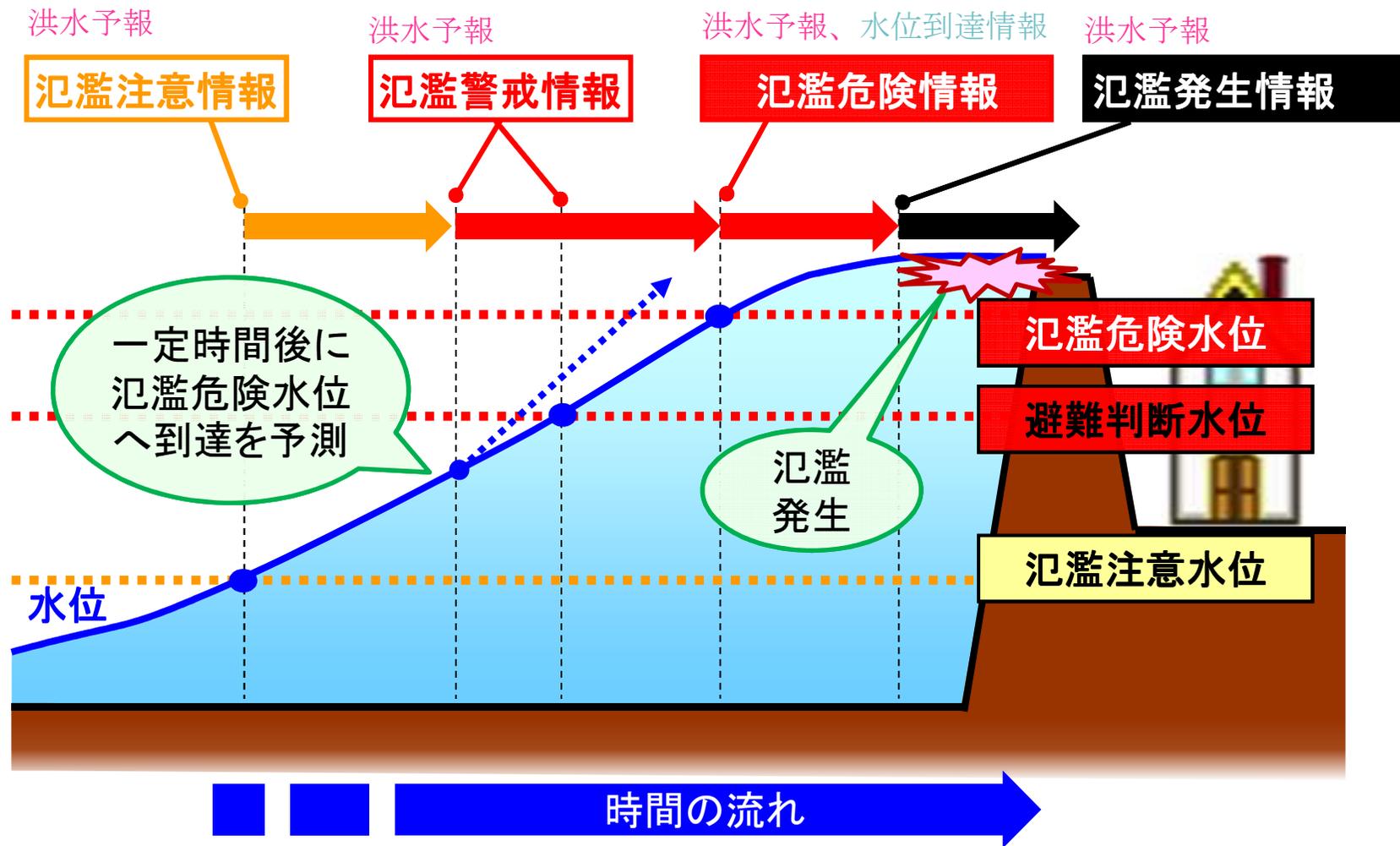


# 【参考】洪水予報と水位周知①

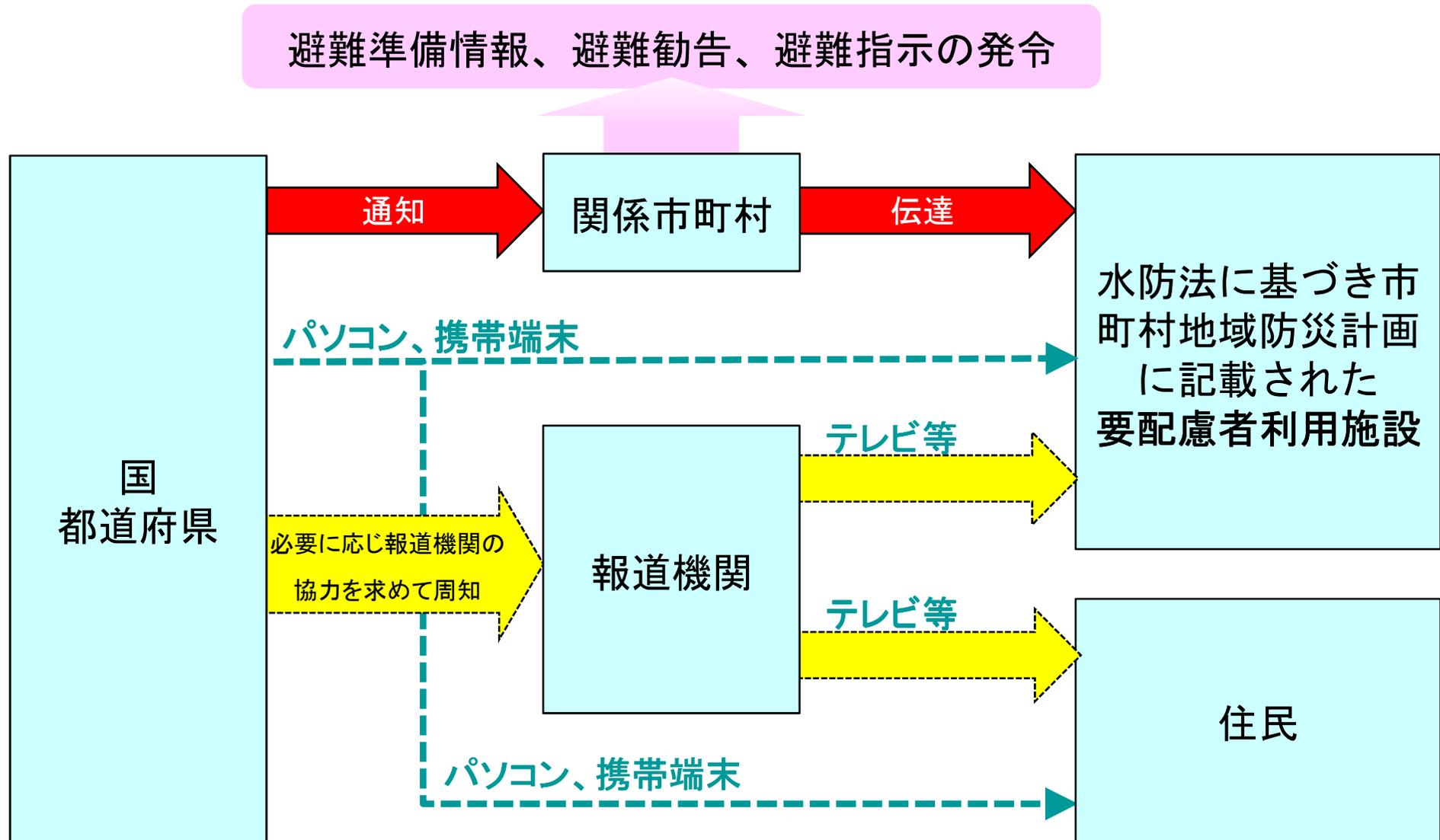
全国の419の河川では、洪水のおそれを通知する洪水予報を公表(洪水予報河川)  
 全国1,572の河川では、あらかじめ定めた水位への到達情報を公表(水位周知河川)



## 【参考】洪水予報と水位周知②



## 【参考】洪水予報と水位周知③ ～伝達の流れ～



# 【参考】洪水予報と水位周知④（洪水予報の内容：前半）

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所 気象庁 ○○地方气象台	機関名	機関名	機関名

→

○○川氾濫危険情報

○○川洪水予報第○○号  
洪水警報  
平成○○年○月○日○○時○○分  
○○河川事務所・○○地方气象台 共同発表

(見出し)

○○川では、氾濫危険水位（レベル4）に到達し、氾濫のおそれあり

(主 文)

○○川の○○○水位観測所（○○県○○市○○）では、○○日○○時○○分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。○○市、○○市、○○市、○○町では、○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

○○川の△△△水位観測所（○○県△△市△△）では、○○日○○時○○分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。○○市、○○市、○○市、○○町では、○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

○○川の□□□水位観測所（○○県□□市□□）では、○○日○○時○○分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。○○市、○○市、○○市、○○町では、○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

情報の種類、号数、発表時刻や官署名など

標題: 河川名と危険度レベルに応じた情報名の組み合わせ

主文: 観測所毎に危険度レベルや今後の見通しを記載

# 【参考】洪水予報と水位周知⑤（洪水予報の内容：後半）

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

雨量：流域平均雨量の  
現況と今後の見通しを  
記述

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	—	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	—	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	—	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XX.X↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位：観測所毎の現況  
と今後の予測を記載

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

# 【参考】洪水予報と水位周知⑥（水位到達情報の内容）

発表者		第1受報者	
国土交通省 ○○河川事務所	→	機関名	→
		機関名	→
		機関名	→
<b>正 規</b>			

## ○○川氾濫危険情報

平成○○年○○月○○日○○時○○分  
国土交通省 ○○川河川事務所発表  
(第○○号)

**【主文】**

○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分頃に、避難勧告等の発令の目安となる氾濫危険水位（×××.××m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

**（参考）**  
○○川 □□□水位観測所（●●市△△）  
（受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、  
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

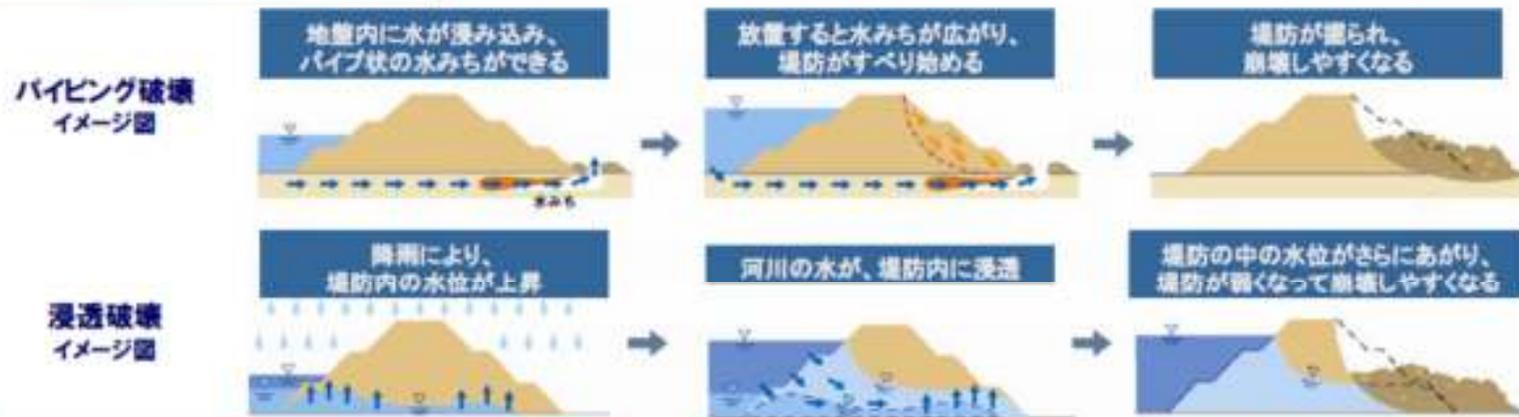
洪水予報と  
共通の様式

## 【参考】堤防決壊のメカニズム

○洪水による堤防の決壊は、①浸透によるもの、②侵食・洗掘によるもの、③越水によるものの3つに大別される

○①浸透及び②侵食・洗掘は水位が高なくても発生する可能性があるため、避難情報に注意

### 河川水の浸透による堤防決壊



### 河川水の侵食・洗掘による堤防決壊



### 河川水の侵食・洗掘による堤防決壊



1. 災害リスクの把握

2. 防災情報の入手

3. 避難情報の活用

4. 避難確保計画の作成

## 4.避難確保計画の作成～洪水・内水・高潮①～

避難確保計画とは、水防法に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画です

### 避難確保計画に定めるべき事項

- 一 洪水時等の防災体制
- 二 利用者の洪水時等の避難の誘導
- 三 洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備
- 四 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施
- 五 自衛水防組織を置く場合、次の事項
  - イ 自衛水防組織が行う業務に係る活動要領
  - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
  - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 その他の事項

非常災害対策計画や消防計画等、災害に対処するための具体的な計画を定めている場合は、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。

# 既存の計画への追記による避難確保計画の作成

## 消防計画に追記する例 ..以下の6事項を追記する

### ①計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。



洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます

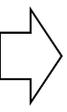
(目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。  
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

### ②自衛水防組織の項目を追加(手引き P23~P25参照)

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可



(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

項目を追加

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

### ③洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4~9参照)

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。



(洪水時の活動)

第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

項目を追加

注意体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
〇〇情報発表	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	〇〇地区避難準備情報発表	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、..	情報伝達係、避難誘導係、..
非常体制	〇〇情報発表	施設全体の避難誘導、..	避難誘導係、..
	〇〇地区に避難勧告又は指示発表		

### ④洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P19~21参照)

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することにより。



(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

項目を追加

- (1) 避難場所・経路
  - ・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
  - ・上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の2階へ避難する。
- (2) 避難誘導方法
  - ・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
  - ・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする...等

### ⑤避難の確保を図るための施設を追加(手引き P22参照)

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することにより。



(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的な点検を行う。

不足分を追加

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

### ⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P23参照)

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。



(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

項目を追加

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2) 情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3) 避難誘導に係る訓練

## 4.避難確保計画の作成 ～洪水・内水・高潮②～

### 《防災体制の記載例》

	体制確立の判断時期	活動内容
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・〇〇川氾濫注意情報発表	・洪水予報等の情報収集
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備情報の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川氾濫警戒情報発表	・洪水予報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・保護者への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・要配慮者の避難
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示の発令 ・〇〇川氾濫危険情報発表	・施設職員の避難

## 4.避難確保計画の作成 ～洪水・内水・高潮③～

国土交通省では、要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の作成の参考とするため、避難確保計画作成の手引きをウェブサイトで提供しています

要配慮者利用施設（病院を除く）に係る避難確保計画  
作成の手引き（案）  
（洪水・内水・高潮編）

平成 27 年 7 月

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。  
市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。  
なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。  
また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。  
避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ等」という。）で情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

手引きでは、「記載例」、「解説及び留意事項」、「用語の解説」等も記載されていますので、是非とも参考として下さい。

### ●参考例

#### 《解説及び留意事項》

- 洪水ハザードマップ等には、避難経路となる道路の他、浸水常襲箇所や土砂災害の危険箇所等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定する。
- 上層階への一時避難の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定する。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意する。
- 避難経路については、河川や海からの氾濫水が到達していなくても内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましい。

### ●避難確保計画作成の手引き（案）

[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/14\\_hinankeikaku\\_hairyosha\\_1507.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/14_hinankeikaku_hairyosha_1507.pdf)

## 【参考】避難確保計画の水防法上の位置付け（再掲）

### 【水防法第15条1項四号ロ】

**浸水想定区域内にある**要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**必要があると認められるもの**

→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法に基づく要配慮者利用施設を指定

### 【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設

→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に河川情報の伝達義務

### 【水防法第15条の3 1項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の努力義務を負う**

・**避難確保計画の作成**

・訓練の実施

・自衛水防組織の設置

施設に避難確保計画等の作成に係る努力義務

### 【水防法第15条の3 2項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の義務を負う**

・**避難確保計画を作成した場合、その市町村への報告**

・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に作成した計画及び自衛水防組織の構成員等の報告義務

## 【参考】用語の説明

用語	解説	
洪水浸水想定区域	対象とする河川が想定最大規模の降雨等によって破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域	
想定最大規模降雨	それぞれの地域において観測された降雨を基に想定し得る最大規模の降雨	
家屋倒壊等氾濫想定区域	堤防沿いの地域等において、洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域	
洪水ハザードマップ	洪水浸水想定区域と想定される水深を表示した図面に、市町村地域防災計画において定められた必要事項及び早期に立退き避難が必要な区域等を記載したもの	
早期の立退き避難が必要な区域	生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域など、市町村が地域の被害特性、社会特性に応じて早期の避難場所等への立退き避難が必要として設定した区域	
洪水予報河川	洪水により重大又は相当な損害が生じるとして国又は都道府県が指定し、洪水の生じるおそれがあることを周知する河川	
水位周知河川	流域面積が小さく、洪水予報を行う時間的余裕がないため、あらかじめ定めた水位への到達情報を周知する河川	
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(水防法第15条1項第四)	
水位の位置 付け	氾濫注意水位	水防団の出動の目安
	避難判断水位	市町村長の避難準備情報等の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起
	氾濫危険水位	市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考になる水位

## 【参考】避難情報と求められる行動について

	立退き避難が必要な住民等に求められる行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(災害時)要配慮者は、立退き避難する。</li> <li>・立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。</li> <li>・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難する(ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)。</li> <li>・小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)をとる。</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。</li> <li>・津波災害から、立退き避難する。</li> </ul>

## 最後に、適切な避難に向けてのお願い

- ①災害リスクを知ること。
- ②避難に資するため、防災情報を入手すること。
- ③避難情報の意味を理解するとともに、  
避難に時間を要することを考慮し、  
避難準備情報の段階で避難を開始すること。
- ④適切な避難に向けて、避難確保計画の作成  
及び訓練の実施をすること。